

意見提出手続の運用に関する苦情の申出に対する調査審議結果

No. 1	
受付年月日	平成30年(2018年)3月13日
申出の趣旨	<p>吹田市立消費生活センター条例等の一部改正骨子案に対する意見募集には反対意見しか出されていないが、議会でそのままの案が採決されようとしています。</p> <p>市は、消費生活センターを移転し、その場所にパスポートセンターを設置するとしていましたが、移転先の耐震性の問題から取りやめ、パスポートセンターを消費生活センターと同じ場所に設置し、貸会議室を廃止するとしています。貸会議室の利用は減っていません。</p> <p>また、意見募集案件の内容にもかかわらず対象外として、その事実の要旨を書いた提出意見をホームページに掲載しませんでした。</p>
市民自治推進委員会の調査審議結果	<p>【調査内容】</p> <p>〔担当室(市民総務室)の見解〕</p> <p>吹田市立消費生活センター条例及び同条例施行規則の一部改正骨子案に対する意見募集の結果、7名の方から合計15件の意見をいただきました。うち13件は会議室の存続を望むなど、条例改正に反対の意見で、1件は市の直営になることへの賛成意見、1件は意見募集案件の対象外の意見でした。提出された意見に対しては十分な検討を行い、2月22日にホームページにおいて提出意見とそれに対する市の考え方を公表しました。その後、平成30年2月議会に原案とおりで条例案を提案いたしました。この一連の手続きについては吹田市民の意見の提出に関する条例に則ったものであり、問題はなかったと考えております。</p> <p>また、申出書に貸会議室の利用は減っていませんとありますが、過去5年の推移を見ても事実として減っております。</p> <p>なお、意見募集結果の公開にあたり、提出された市民意見のうち、項番(7)については意見募集案件に無関係の内容であることと個人への誹謗中傷が含まれると判断し、項番(15)については意見募集案件に無関係の内容であると判断し、吹田市民の意見の提出に関する条例第10条第3項「実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表せず、又は公にしないことができる」により、非公表としました。</p> <p>〔パブリックコメント所管室(市民自治推進室)の見解〕</p> <p>吹田市民の意見の提出に関する条例(パブリックコメント条例)上、市民から反対意見しか寄せられなかったことをもって、当該政策等を制定できないということにはなりません。</p> <p>パブリックコメントの骨子案は、当該政策等の内容に応じてパブリックコメント実施室において作成するものであり、当室で案の妥当性を判断することは困難です。</p> <p>また、一部非公表とした箇所は、骨子案とは直接関係のない意見であるとパブリックコメント実施室が判断したものであり、パブリックコメント条例第10条第3項に該当するものと考えます。</p> <p>【市民自治推進委員会の判断】</p> <p>このたびは苦情のご意見をお寄せくださり、まことに有難うございました。苦情内容について、当委員会において慎重に検討し、審議いたしました。</p> <p>審議の結果、パブリックコメントの実施・運用手続きとして、今回の市の対応には問題点はなく適正なものであった、と当委員会は判断いたしました。</p> <p>市民から寄せられたパブリックコメントが反対意見ばかりであったとしても、市としてそれらの意見に対して見解を表明することで当該政策等を制定できます。また、ご提出頂いた意見の一部を非公表としたことにつきましても、内容に第三者の利益を害するおそれがあるものが含まれており、また骨子案の意見募集とは無関係な内容が含まれているため、パブリックコメント条例第10条3項の規定に則して行われた処理だと考えます。</p> <p>以上から、当委員会といたしましては、今回の苦情申出について正当な理由があるとは認めず、実施機関に対し、是正の措置を講ずるような勧告、または制度の改善について提言を出す必要はない、と判断いたしました。何卒ご理解いただければ幸いです。</p>
結果公表年月日	平成30年(2018年)6月8日